

第434回上山市農業委員会総会議事録

1 期 日 令和6年11月25日（月）午後1時30分開会

2 場 所 市役所 401・402会議室

3 出席委員 14人

1番 井上隆市委員 2番 江口勘四郎委員 3番 尾形智代委員

4番 上妻一実委員 5番 羽島誠一委員 6番 吉田敏恵委員

7番 黒田浩次委員 8番 富田憲一委員 9番 山川光照委員

10番 奈良崎洋一委員 ~~11番 長沼健司委員~~ 12番 松田陽一委員

13番 鈴木萬四郎委員 ~~14番 後藤敏秀委員~~ 15番 原田広幸委員

16番 木村辰也委員

出席推進委員 9人

平吹正見推進委員、水沼純一推進委員、関野晴美推進委員、松田信朋推進委員、北澤徹推進委員、木村武志推進委員、中島伸一推進委員、稲毛博推進委員、鈴木章推進委員

傍聴 なし

4 欠席委員 11番 長沼健司委員、14番 後藤敏秀委員

5 議事日程

日程1 諸般の報告

日程2 議事録署名委員の指名

日程3 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程4 議 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程5 議 第3号 第506回農用地利用集積計画（所有権移転）について

日程6 議 第4号 第507回農用地利用集積計画（転貸を伴う利用権設定）について

日程7 報告第1号 農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について

日程8 報告第2号 農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届書の受理について

日程9 報告第3号 農地法第18条の規定による通知書の受理について

日程10 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

日程11 報告第5号 非農地証明書の交付について

6 事務局出席職員

事務局長 伊藤智彦、係長 柏倉昌範、係員 谷澤貴子、係員 伊藤亜子

7 会議の概要

議長 (会長)	<p>定刻になりましたので、11月15日に告示になりました、第434回上山市農業委員会総会を開会します。</p>
	<p>出席委員は定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の会議はお手元に配付しております議事日程により進めます。</p>
議長	<p>日程1、諸般の報告であります。事務局より報告いたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。第1、招集告示について、令和6年11月15日、上山市農業委員会告示第11号により、令和6年11月25日、第434回上山市農業委員会総会を招集する旨告示されました。</p> <p>第2、出席告知について、令和6年11月18日付け農委第209号をもって、第434回上山市農業委員会総会に出席されるよう告知いたしました。</p> <p>第3、総会資料の配付について、第434回上山市農業委員会総会日程等、関係資料はお手元に配付しております。</p> <p>第4、総会出席委員数について、委員定数16人、現在出席委員14人となっております。なお、11番、長沼健司委員、14番、後藤敏秀委員から欠席する旨の連絡がきております。また、推進委員が9人出席しております。以上で報告終わります。</p>
議長	<p>日程2、議事録署名委員の指名であります。上山市農業委員会総会議事規則第29条の規定により、議長において、4番、上妻一実委員、10番、奈良崎洋一委員を指名いたします。</p>
議長	<p>日程3、議第1号、農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに所有権の移転について、事務局より提案理由の説明をいたします。事務局長。</p>
事務局長	<p>議第1号、農地法第3条の規定による許可申請の所有権の移転について説明いたしますので、議案書の1ページをお開きください。1件の申請がございました。</p> <p>整理番号1について説明いたします。譲渡人は山形市在住の〇〇氏、無職、譲受人は旭町二丁目在住の〇〇氏、会社役員であります。金谷地内の畑3筆について、所有権を移転するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。譲受人の要件としては、農</p>

地の全部効率活用の可否、農業常時従事の可否、地域との調和の可否はいずれも可であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、新規権利取得希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますが、農地専門委員長が欠席のため、農地専門委員長代理より調査結果について報告をお願いします。

鈴木委員長
代理

〇〇氏から聞き取りを行いましたので、結果を報告します。〇〇氏は〇〇氏の姪になります。15年ほど前から〇〇氏が借りて耕作しており、現在わらびやニンニク、うど、アスパラを育てております。話を聞いた結果荒地はありませんので、許可相当と思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。続いて、地区担当委員から現地調査の結果について報告をお願いします。9番、山川光照委員。

山川委員

整理番号1について、現地調査の結果を報告します。11月23日に〇〇氏立ち合いものと現地で話を聞きました。〇〇氏が土地を相続しましたが、自分では活用できないことから〇〇氏に譲り渡すことにしたそうです。現在〇〇氏はわらびやニンニクなどを育てております。現場は梅の木が数本あるのですが、重機を入れて開墾し、来春ごろから色々な作物を作付けする予定とのことです。許可相当と思われれますが、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第3条の規定による許可申請のうち所有権移転の整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程4、議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。はじめに、事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第2号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしますので、議案書の2ページをお開きください。1件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。譲受人は三本松在住の〇〇氏、農業、譲渡人は三本松在住の〇〇氏、無職であります。農業用通路を設置するため、三本松地内の畑1筆を転用するものです。土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。本件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号1については許可相当として県知事に送付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、許可相当として県知事に送付することに決しました。

議長 日程5、議第3号、第506回農用地利用集積計画の所有権移転について議題といたします。事務局長より提案理由の説明をいたします。事務局長。

事務局長 議第3号、第506回農用地利用集積計画の所有権移転について説明いたしますので、議案書の3ページをお開きください。3件の申請がございました。

整理番号1について説明いたします。譲受人は相生在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は金生西二丁目在住の〇〇氏であります。三上地内の田1筆について所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳

細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 　　ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 　　発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 　　ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2及び3は関連がありますので一括して事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 　　整理番号2及び3について説明いたします。譲受人は原口在住の〇〇氏、認定農業者、譲渡人は神奈川県相模原市在住の〇〇氏、小笹在住の〇〇氏であります。小笹地内の田1筆、原口地内の田1筆について、所有権を移転するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 　　ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

（なしの声あり）

議長 　　発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2及び3については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長 　　ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。

議長 　　日程6、議第4号、第507回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について議題といたします。内容については事務局長より説明い

たします。事務局長。

事務局長

議第4号、第507回農用地利用集積計画の転貸を伴う利用権設定について説明いたしますので、議案書の4ページをお開きください。17件の申請がございました。全て農地中間管理機構を通じた貸借であり、転貸者は全て山形市に事務所を有する公益財団法人やまがた農業支援センターです。

整理番号1について説明いたします。借り人は宮城県仙台市在住の〇〇氏、貸し人は松山一丁目在住の〇〇氏であります。蔵王地内の畑1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明に関連して、新規権利取得希望者については、農地専門委員会で聞き取り調査を行っておりますので、農地専門委員長代理より調査結果について報告をお願いします。

鈴木委員長
代理

〇〇氏から聞き取りを行いましたので、結果を報告します。隣の農地で〇〇の〇〇氏がワイン用ブドウを育てており、〇〇氏は〇〇氏の所へ研修に来ておりました。今回の土地で作物を作っていた方が3年前に亡くなり、そこに作付けをするという話になりました。〇〇氏は〇〇に勤めており資金面は問題なく、妻がワイン関係で、ワイン用ぶどうを知っていることから、許可相当と思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号1については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号2について事務局長より説明をいたします。事務

局長。

事務局長

整理番号2について説明いたします。借り人は権現堂在住の〇〇氏、貸し人は権現堂在住の〇〇氏であります。権現堂地内の田2筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号2については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号3から5は関連がありますので一括して説明をいたします。事務局長。

事務局長

整理番号3から5について説明いたします。借り人は金谷在住の〇〇氏、貸し人は高野在住の〇〇氏、金谷在住の〇〇氏、及び〇〇氏であります。金谷地内の田5筆について使用賃借権又は賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長

ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長

発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号3から5については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号6について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号6について説明いたしますので、議案書の5ページをお開きください。借り人は金生東二丁目在住の〇〇氏、貸し人は高野在住の〇〇氏であります。金谷地内の田1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号6については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号7について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号7について説明いたします。借り人は金谷在住の〇〇氏、貸し人は石崎二丁目在住の〇〇氏であります。金谷地内の田1筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号7については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号8について事務局長より説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号8について説明いたします。借り人は藤吾に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は藤吾在住の〇〇氏であります。藤吾地内の畑2筆について賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号8については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり許可することに決しました。次に、整理番号9及び10は関連がありますので一括して説明をいたします。事務局長。

事務局長 整理番号9及び10について説明いたします。借り人は皆沢に事務所を有する株式会社〇〇、貸し人は宮城県とみや富谷市在住の〇〇氏、及び東京都板橋区在住の〇〇氏であります。皆沢地内の田2筆について使用賃借権を設定するものであり、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上の計画の内容は、旧基盤強化法第18条第3項の各要件を満たすと考えます。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明について、質疑があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。お諮りいたします。整理番号9及び10については原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

議長 日程7、報告第1号、農地法第5条の規定による転用届出書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第1号、農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について報告いたしますので、議案書の7ページをお開きください。1件の届出がございました。

整理番号1について説明いたします。譲渡人は、長清水二丁目在住の〇〇氏、無職、譲受人は長清水一丁目在住の〇〇氏、会社員です。長清水一丁目地内の畑1筆について、住宅を建築するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程8、報告第2号、農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第2号、農地法施行規則第29条第1号の規定による転用届書の受理について報告いたしますので、議案書の8ページをお開きください。1件の届出がございました。

農地法施行規則第29条第1号では、自作地において2アール未満の農業用施設に転用する場合は転用許可不要とされていることから、上山市では届出を提出いただくこととしています。

整理番号1について説明いたします。届出者は三本松在住の〇〇氏、

農業であります。三本松地内の畑2筆について、農業用通路を設置するため転用するもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程9、報告第3号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第3号、農地法第18条の規定による通知書の受理について報告いたしますので、議案書の9ページをお開きください。1件の届出がございました。

整理番号1について説明いたします。貸し人は山形市在住の〇〇氏、借り人は山形市在住の〇〇氏であります。金谷地内の畑1筆について解約するもので、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程10、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたしますので、議案書の10ページをお開きください。8件の届出があり、全て相続により所有権を取得したものです。なお、農業委員会によるあっせん等の希望は無となっております。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

議長 日程 11、報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたします。内容については事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 報告第 5 号、非農地証明書の交付について報告いたしますので、議案書の 11 ページをお開きください。2 件の申請がございました。

整理番号 1 について説明いたします。申請人は金谷在住の〇〇氏であります。金谷地内の畑 2 筆について申請があったものです。甲石の 1 筆は、昭和 53 年に作業所、平成 3 年に車庫を建築し、以後宅地として使用していたもの、廻立山まわりたてやまの 1 筆は、昭和 60 年頃から不耕作となり、現在は原野化しているもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。次に、整理番号 2 について事務局長より報告いたします。事務局長。

事務局長 整理番号 2 について説明いたします。申請人は山形市在住の〇〇氏であります。金谷地内の畑 1 筆について申請があったものです。昭和 49 年に地続きである土地に住宅を建築し、以後一体の宅地として使用していたもので、土地の所在、面積等の詳細については議案書に記載のとおりです。農地性を失って 20 年以上経過していることから、非農地証明書を発行したものです。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告について、質問があれば発言を許します。

(なしの声あり)

議長 発言なしと認めます。

最後にお諮りいたします。本総会において議決された議案の中で、字

句、数字等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、字句・数字等の整理を要するものについては、議長に委任することに決しました。

以上をもって、本日の総会の日程は全部終了いたしました。

(終了時刻 午後2時0分)

議事録署名委員

議事録署名委員